

令和7年度における公立大学法人岩手県立大学の障害者就労施設等からの優先調達方針

1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、調達方針を定め、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を推進することを目的とする。

2 対象となる範囲

本調達方針の対象となる範囲は、公立大学法人岩手県立大学（以下「法人」という。）が行う物品等の調達とする。

3 対象となる障害者就労施設等

本調達方針の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項に規定する次の施設等とする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 小規模作業所
- (7) 特例子会社
- (8) 重度障害者多数雇用事業所
- (9) 在宅就業障害者
- (10) 在宅就業支援団体

4 対象となる物品等

本調達方針の対象となる物品等は、次のとおりとする。

また、記載のない物品等であっても、法人が対象となる障害者就労施設等から調達することができる物品等であれば対象とする。

- (1) 物品
 - ア 事務用品（用紙、封筒、ゴム印等）
 - イ 食料品・飲料（パン、弁当、コーヒー、茶等）
 - ウ 小物雑貨（各種記念品、花苗、防災用品等）

エ その他の物品（机・テーブル、椅子等）

(2) 役務

ア 印刷（ポスター、チラシ、リーフレット、封筒等の印刷）

イ クリーニング（クリーニング、リネンサプライ等）

ウ 清掃・施設管理（清掃、除草作業、駐車場管理等）

エ 情報処理・テープ起こし（ホームページ作成、データ入力・集計、テープ起こし等）

オ その他の役務（仕分け、発送、梱包、資源回収・分別等）

5 基本的な考え方

- (1) 障害者就労施設等からの調達の推進については、全学で取り組むものとする。
- (2) 予算の適正な使用に留意しつつ、調達の推進に努めるものとする。
- (3) 物品等の調達にあたっては、可能な限り県内の障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。

6 調達の目標

調達の目標額は、1,000千円とする（令和6年度調達目標額と同額）。

7 調達の推進方法

障害者就労施設等が供給できる物品等の情報を収集し、学内で情報共有を図り、調達の推進を図る。

8 調達方針等の公表

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、毎年度、調達方針を定めるものとする。
- (2) 調達方針を作成したときは、速やかにホームページにより公表するものとする。
- (3) 毎会計年度の終了後、調達実績を取りまとめ、速やかにホームページにより公表するものとする。